

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																											
郡山ヘアマイクカレッジ	平成23年9月28日	土屋 郁子	〒963-0108 福島県郡山市笄川3-53-1 (電話) 024-937-0008																											
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																											
一般社団法人 郡山美容協会	昭和31年10月12日	芝 輝子	〒963-0108 福島県郡山市笄川3-53-1 (電話) 024-937-0008																											
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																										
衛生	衛生専門課程	美容科	平成25年文部科学省 告示第2号																											
学科の目的	本校は、美容師としての必要な知識及び技能を修得させ、もって美容師国家資格の受験資格を与えるとともに社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。																													
認定年月日	平成30年5月27日																													
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 必修授業時数又は認定単位数	講義	演習	実習	実技																								
2	年	2010	630	0	1380	0																								
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																									
150人	94人	0人	6人	5人	11人																									
学期制度	■1学期：4月 1日～ 7月31日 ■2学期：8月 1日～12月31日 ■3学期：1月 1日～ 3月31日			成績評価	■成績表： 有 ■成績評価の基準・方法 科目ごとに試験を行い60点(100点満点)以上合格とする。																									
長期休み	■夏 季：8月 1日～ 8月19日 ■冬 季：12月28日～ 1月 9日 ■春 季：3月15日～ 4月 7日			卒業・進級 条件	所定の課程を修了し、その成績評価に基づき、卒業・進級判定会議を行い判定する。																									
学修支援等	■クラス担任制： 有 ■個別相談・指導等の対応 本人・保護者との適宜面談対応及び3者面談などを通してサポートする。			課外活動	■課外活動の種類 各種美容、関連コンテスト参加・ボランティア活動 ■サークル活動： 有																									
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 美容業界及び美容関連業界(エスティ業界等) ■就職指導内容 企業ガイダンスの実施や外部講師によるレクチャー等を通じ、就職に対する意識を向上させ、面接指導など就職に関する一連の流れを個人個人適宜に対応している。 ■卒業者数 38 人 ： ■就職希望者数 37 人 ： ■就職者数 37 人 ： ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 97 % ■その他 ・進学者数: 0人 (平成 30 年度卒業者に関する 令和1年5月1日 時点の情報)			主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する令和元年5月1日時点の情報) <table border="1"><thead><tr><th>資格・検定名</th><th>種</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>美容師国家資格</td><td>②</td><td>38人</td><td>36人</td></tr><tr><td>マイアップ2級検定</td><td>③</td><td>10人</td><td>9人</td></tr><tr><td>JNAジュエルネイル技能検定 (初級)</td><td>③</td><td>4人</td><td>3人</td></tr><tr><td>認定フェイシャルエステティシャン</td><td>③</td><td>40人</td><td>33人</td></tr><tr><td>山野流着付師(初中伝)</td><td>③</td><td>22人</td><td>22人</td></tr></tbody></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	美容師国家資格	②	38人	36人	マイアップ2級検定	③	10人	9人	JNAジュエルネイル技能検定 (初級)	③	4人	3人	認定フェイシャルエステティシャン	③	40人	33人	山野流着付師(初中伝)	③	22人	22人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																											
美容師国家資格	②	38人	36人																											
マイアップ2級検定	③	10人	9人																											
JNAジュエルネイル技能検定 (初級)	③	4人	3人																											
認定フェイシャルエステティシャン	③	40人	33人																											
山野流着付師(初中伝)	③	22人	22人																											
中途退学の現状	■中途退学者 4 名 ■中退率 4.3 % 平成30年4月1日時点において、在学者94名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者91名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、意欲喪失、経済的理由 等 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による個人面談を通して問題の早期発見と解決を図る。また保護者や学校関係者の協力を得て就学の意欲向上を図っている。																													
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： (有)無 ・特待生制度による入学金及び授業料等の減免 ■専門実践教育訓練給付： 給付対象:非給付対象 ※給付対象の家の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																													
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： 有(無) ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																													
当該学科のホームページURL	URL: http://www.khc.ac.jp																													

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください。

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における「就職率」の定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをおいします。

②「就職希望者」は、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留学生」「就職」などと希望する者は含まれません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聽講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯医学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時の仕事に就いた者は就職とはしません(就職した者が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業・業界団体等との連携により美容業界の求める最新のニーズを把握すると同時にカリキュラムや授業の構成に反映させることにより実践的な職業教育の運営を図る。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程委員会は、上記の方針、目的を達成するため、次の事項を所掌し意見提案を行う。(1)カリキュラム編成に関する事項、(2)授業科目の内容、方法、改善に関する事項、(3)教科書、教材教具に関する事項、(4)その他教育課程編成に必要な実践的専門職業に関する事項

委員会は、郡山ヘアメイクカレッジ学校教育課程編成委員会実施規程第5条に規定される学校及び企業等の外部関係者から構成され、委員会実施規程第7条において、「教職員は、教育課程編成の意見等を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。」とし委員会審議で示された各委員の意見や情報等を十分活用し、実践的かつ専門的な職業教育を行うために教育課程の編成に関与するものと位置付けている。

<教育課程編成の意思決定過程>

1. 教育課程編成の基本方針の策定

委員会において、企業等外部委員より美容に関する専門業界動向や、ニーズ、人材スキル等の社会動向を把握し、協議の上次年度における教育課程編成の基本方針を決定する。また、前年度の問題点や課題点について外部委員からの意見を伺い改善や課題解決につなげる。

2. 教育課程編成における授業科目内容原案等の策定

教育課程編成委員会の学校関係者教員を中心として、教育課程編成委員会における意見等を担当教員と協議し反映させる。

3. 教育課程編成の決定

上記原案に基づき校長が次年度教育課程を決定する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
斎藤 宏幸	郡山倫理法人会	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	①
小林 由朋	ユアーズ シマ	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	③
土屋 郁子	郡山美容協会立 郡山ヘアメイクカレッジ		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (10月、3月実施予定)

(開催日時(実績))

第1回 平成30年11月26日 10:30～11:30

第2回 平成31年 3月25日 10:30～11:30

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

・若い人達の興味がある内容の研修の計画が必要との意見 → 学校では希望者に対し、現在需要の多いまつ毛エクステンションの課外授業を行うこととした。

・就職後の離職率低下のため、授業の一環である実務実習内容は企業側と連携が必要との意見 → 実習と授業とのギャップをなくせるよう学校でも話をしていくと同時にコミュニケーション能力も高めていくこととした。

・入学時に目標をもってもらうよう、“夢”的プランシート(目標)を作成させる授業実施が必要との意見 → 先輩美容師から美容師という職業に対しての重要感・必要な考え方・価値観を持つきっかけや、将来の美容師像を描くヒントをもらい自分の目標を見い出すことで自分の人生を切り開くための勇気をもらえる。外部講師による授業の取り入れを行った。今後も取り入れていくこととした。

・退学者を減らすため、学生に「できる」自信をつけさせる発表の場が必要との意見 → 校内で行われているコンテストなども保護者の方にも参観していただくことを今後検討することとした。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

美容界をリードする人材育成方針のもと、「美」のトータルコーディネイトを主眼として豊かな感性を磨くため、現在第一線で活躍している人材から直接学ぶ。また最新のニーズを把握することにより想像力、観察力と実践力を養い即戦力としての対応力を身に付ける。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

「美容総合技術」の科目において、一般財団法人国際美容協会山野流着装教室と協定を締結し、山野流着装教室から派遣される講師によって、実習、演習及び講義形式にて、着物着付けの知識、技術及び礼節、所作などの「和」の心を学ぶ。和装に関する専門知識、着装技術、着装援助技術、コミュニケーション接客技術など着装技術者としての技能を習得する。授業開始にあたり担当教員と企業の講師が事前の打ち合わせを行い、実習内容、学生の学修成果の達成度評価指標等について定め、講師は、企業ノウハウ等を活用した実習指導を行う。実習期間中は、スムーズな授業進行できるよう担当教員と企業講師が連携して進行する。授業終了時は、企業等の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ担当教員が成績評価を行う。教材、テキストなどは、山野流着装教室が準備し、実習授業では、本校の施設設備などを活用する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容総合技術	美容実習で学んだ美容に関するヘアメイク等の基礎的な総合技術を発展応用させ、着付け、ネイルなどトータル的に美容技能を習得します。着付けは、日本の伝統である着物着付けの知識と技術を学ぶと同時に、礼節や、所作などの「和」の心を学ぶ。さらに、着装技術者として美容業界での業務の幅を広げ、高度な接客スキルを修得し、将来の業界での活躍を目指します。	一般財団法人国際美容協会 山野流着装教室東北ブロック支部

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

美容における実践的かつ専門的な職業教育を推進するため、最新の実務知識や技能の習得に努め教育内容に反映させる。また、教育技術や指導力の向上に努め、教育実務スキルの向上に努める。学校は、専攻分野の実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等の計画を策定し、その計画に基づく研修を実施することとし、教職員に研修を受ける機会を与えることとする。また、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。必要に応じ、他の機関と共同して又は外部の機関に委託して研修を行うことができるものとする。このことは、本校教職員研修規定に定められている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「ヨーロッパのトレンドを意識した美容技術テクニカル指導研修」(連携企業等:(株)セイファート ジャステイン・テルス)

期間:平成30年4月20日(金) 対象:全教員

内容:英国におけるカット法(刈上げ)を中心に、アートも取り入れた最先端のトレンド美容技術の習得研修。受講によりヨーロッパの最新美容技術を美容実習などの授業で活用し、美容技術の国際化を意識した教育水準の向上が図れることとなる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「就職指導のポイント研修」(連携企業等:(株)セイファート 神 健夫)

期間:平成30年4月20日(金) 対象:2年担当教員

内容:学生の就職指導カウンセリングの着眼点、美容院で必要とされる技術、接客力などのポイントを学ぶ講習。受講により学生への就職活動指導能力向上を図り、就職希望者全員の内定に繋げる。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「美容師技術向上研修」(連携企業等:東北地区理美容学校連絡協議会 理容美容教育センター 井上優子)

期間:令和元年10月1日(月) 対象:担当教員

内容:まつ毛エクステンションの基本技術や知識を習得する講習。受講により得た技術をと再認識、また美容実習などの授業で活用することで、学生の教育水準の向上が図れることとなる。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「手話研修」(連携企業等:NPO法人 郡山市聴力障害者協会)

期間:令和元年6月12日(水) 対象:1年教員

内容:聴覚障害者に対しての意思疎通支援として、言語である手話や手話以外の手段を学ぶ講習。受講により将来的に幅広い客層に対応できるようになり、学生の接客力向上に繋げる。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

社会のニーズや教育環境の変化に対応するため、学校評価を通して教育課題の洗い出しや、対応策を講じて教育活動や学校運営の継続的な改善を推進する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)学修成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の受入れ募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

- (2)学校運営<意見>現代ニーズに合わせた講座の開設を望む・<活用状況>長期休みを利用し、まつ毛エクステンション講座を開設することとした。(1年時修了の3月に開講)
- (4)学修成果<意見>能動的な学生へと意識改革を推進してほしい・<活用状況>学生自身が美容技術に対し達成感を感じてもらい能動的な行動が自然と身につくよう校内外問わず発表の場を設けたり、参加したりすることとした。(校内コンテストの保護者へ公開等)
- (6)教育環境<意見>教育環境(校内の整備)づくりを求む。・<活用状況>学生の使用用具が多いため、授業開始と準備がスムーズにいくようロッカー(科目ごと道具の置き場)の導入を図り教育環境の整備を図る。
- (7)学生受け入れ募集<意見>学生減少傾向に対しての対策を望む・<活用状況>他校の通信科新設により通信生の減少抑制ため通信科のない地域への募集強化を検討することとした。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
菅野 功一	株式会社菅野二郎商店	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	企業等委員
金山 美弥子	あざみ美容院	平成30年4月1日～令和2年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:<http://www.khc.ac.jp>

公表時期:令和元年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校の教育活動及び学校運営について組織的かつ継続的に改善を図るため、学校評価の実施と結果の公表により説明責任を果たすとともに企業、保護者などの理解を得、その連携協力により、教育水準の向上を目指す。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校概要、教育目標及び計画
(2)各学科等の教育	(2)学科、コースなどの教育
(3)教職員	(3)講師紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)校内実習、学外実習サロンワーク
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)コンテスト等教育活動・施設設備紹介等教育環境
(6)学生の生活支援	(6)学生サポートシステム
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	(8)学校の財務(貸借対照表・収支計算書)
(9)学校評価	(9)学校評価(自己評価・学校関係者評価報告書)
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(学校パンフレット))

URL:<http://www.khc.ac.jp>

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科) 平成30年度																
分類			授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法		場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技				校内	校外	専任	兼任			
○			教養	美容師として働くために必要な知識を学ぶ(手話・デッサン・写真・フラワーアレンジメント等)			1年次	30	1	○	△	△	○	○	○	○
○			社会福祉	高齢の方々や障害をもつ人の生活上の困難を理解し、美容という仕事を通じ「誰もが自分らしき生きること」に貢献できるよう様々な知識を実践を通して学びます			1年次	30	1	○	△		○		○	
○			関係法規・制度	社会における法の役割、衛生法規、衛生行政、美容師法など、美容業を行う際に関係ある法律を学びます			2年次	30	1	○			○		○	
○			衛生管理	公衆衛生、環境衛生について学び、感染症、消毒の目的、方法を知り、サロンにおいての衛生面に必要な知識を学んでいきます			1・2年次	90	3	○			○	○		
○			保健	人体のつくりや皮膚の構造を学び、健やかに保つ為の方法、疾患も美容と関連させて学びます			1・2年次	90	3	○			○	○	○	
○			香粧品化学	美容の業務はもとより、日頃の生活経験と結び付けながら、香粧品についての様々な必要な知識を学びます			1・2年次	60	2	○		△	○		○	
○			文化論	日本の美容の歴史及び日本と西洋の髪型・服装・メイクなどトータル的歴史及び礼装について学びます			1・2年次	60	2	○			○	○		
○			美容技術理論	・美容の器具の名称、取扱い方 ・技術 I の注意点その他目的や種類特徴 ・デザイン及び色の基本などについて ・美容全般(エステ・ネイル・日本髪等)理論技術を学びます			1・2年次	150	5	○			○	○		
○			運営管理	美容師としてスタートするのに必要な知識、働いていく上での知識、自分で店を持つ為の知識まで、接客・経営・管理に分けて学んでいきます			2年次	30	1	○			○		○	
○			美容実習	髪の毛の扱い方、道具の使用法、基礎的技術を学び、主に国家試験課題へ向け土台づくりをしていきます			1・2年次	900	30	△	△	○	○	○	○	

授業科目等の概要

(衛生専門課程美容科) 平成30年度																
分類			授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時間数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技			校内	校外	専任	兼任	兼任	兼任		
○			美容総合技術	美容実習で学んだことをさらに応用し、様々な編み方、特殊な巻き方を学んだり、着付け・ネイルも学びます			1・2年次	360	12	△	△	○	○	○	○	○
○			エステティック技術	フェイシャルトリートメント技術の習得(クレンジング・ディープクレンジング・マッサージ・パック・仕上げ)と必要な知識(人体・皮膚の構造・衛生・カウンセリング等)			1年次	60	2	△	△	○	○	○		
○			メイクアップ	メイクの用具、使用法から学び、ひとりフルメイクアップができるように取り組み、検定取得も目指します 基礎的な知識を学びます			1年次	60	2	△	△	○	○	○		
○			接客・接遇マナー	接客に必要な心構えを理解し、言葉遣い(敬語)や、ご案内・誘導・電話の応対などをロールプレイングを交えながら学習する			1・2年次	60	2	○	△		○	○		
合計				科目			2010			単位時間(67 単位)						

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
【履修方法】 ●30時間の授業をもって1単位とする。 コース科目については 30時間の授業をもって1単位とする。 各科目授業内テストの100点満点で60点以上を合格とし、出席状況が80%以上の出席が認められることをその科目の履修と見なす。		1学年の学期区分	3期
【進級・卒業要件】 ●所定の授業科目の履修を修了した者に、年度末に進級・卒業判定会議を実施し、学生の成績評価、単位取得状況に基づき判定する。		1学期の授業期間	第一学期 16週 第二学期 18週 第三学期 9週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。